

対シンガポール輸出食肉の取扱要綱

(作成日) 令和元年5月31日

(最終改正日) 令和元年8月23日

1 目的

この要綱は、対シンガポール輸出食肉を取り扱おうとすると畜場等の認定手続、対シンガポール輸出食肉についてシンガポールが求める食肉衛生証明書及び輸出検疫証明書（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第45条第3項に基づく輸出検疫証明書をいう。以下同じ。）の発行手続等を定めるものである。

2 用語の定義

- (1) 「食肉」とは牛肉及び豚肉をいう。
- (2) 「牛肉」とは、牛の可食部位（内臓を含む。）のうち冷蔵及び冷凍されたものをいう。
- (3) 「豚肉」とは、豚の可食部位（内臓を含む。）のうち冷凍されたものをいう。
- (4) 「対シンガポール輸出食肉」とは、シンガポール向けに輸出される食肉をいう。
- (5) 「対シンガポール輸出牛肉」とは、シンガポール向けに輸出される牛肉をいう。
- (6) 「対シンガポール輸出豚肉」とは、シンガポール向けに輸出される豚肉をいう。
- (7) 「食品衛生当局」とは、厚生労働省、地方厚生局、都道府県（食肉衛生検査所及び保健所を含む。）、保健所設置市（食肉衛生検査所及び保健所を含む。）等の衛生部局をいう。
- (8) 「動物衛生当局」とは、農林水産省（動物検疫所を含む。）、都道府県等（家畜保健衛生所を含む。）の動物衛生部局をいう。
- (9) 「と畜場等」とは、と畜場又は食肉処理施設をいう。
- (10) 「認定と畜場等」とは、5（4）により厚生労働省から対シンガポール輸出食肉取扱施設として認定され、認定番号が付与されたと畜場等をいう。
- (11) 「食肉衛生検査所等」とは、食肉衛生検査所又は保健所をいう。
- (12) 「食肉衛生検査所長等」とは、食肉衛生検査所長又は保健所長をいう。
- (13) 「設置者」とは、対シンガポール輸出食肉を取り扱おうとすると畜場等の設置者をいう。
- (14) 「都道府県等」とは、都道府県又は保健所設置市をいう。
- (15) 「都道府県知事等」とは、都道府県知事又は保健所設置市の市長をいう。

3 所掌

本要綱の中で、認定と畜場等に関する事務は食品衛生当局が、生産農場に関する事務は動物衛生当局が行う。また、食肉衛生証明書は、食品衛生当局が発行し、輸出検疫証明書は、動物衛生当局が発行する。なお、発行に当たっては、両当局が連携し、手続が円滑に行われるよう努めるものとする。

4 輸出要件

(1) 国

我が国は、以下の要件を満たさなければならない。

① 対シンガポール輸出牛肉

ア 国際獣疫事務局（以下「OIE」という。）によって、と畜日及び輸出日前から6か月間、口蹄疫に関してワクチン非接種清浄国として認められていること。

イ OIEによって、BSEの無視できるリスク国として認められていること。

② 対シンガポール輸出豚肉

ア と畜日及び輸出日前から6か月間、アフリカ豚コレラ及び豚水胞病清浄国であること。

イ OIEによって、と畜日及び輸出日前から6か月間、口蹄疫に関してワクチン非接種清浄国として認められていること。

ウ と畜日及び輸出日前から6か月間、豚コレラ清浄国であること。又は、豚コレラ発生時には、その影響を受けていない都道府県に由来する豚より得られた豚肉であること。

(2) 農場

対シンガポール輸出食肉の由来となる動物を飼養する農場は、以下の要件を満たさなければならない。

① 食肉の由来となる動物が、日本で生まれ、かつ、飼養されていること。

② 豚肉の由来となる動物に対し残飯が給餌されていないこと。

(3) 認定施設

認定と畜場等は、次の要件を満たさなければならない。

ア と畜場等関係

(ア) と畜場等は、異なる種類の家畜をとさつ、解体又は分割する場合、全ての作業工程において、異なる種類の家畜をとさつし、解体することにより起こり得る交差汚染を防止するための適切な措置がとられていること。なお、壁等による明確な物理的分離の他、適切なゾーニングや十分な洗浄消毒を伴う時間区分管理等による措置も可とする。

(イ) 食肉処理場はと畜場に併設され、とさつ、解体及び分割までが一貫して行われていること。

(ウ) 施設、設備等が、別添1「施設、設備等の構造及び材質基準」に適合するものであること。

(エ) とさつ、解体及び分割の取扱いが、別添2「衛生管理基準」に適合して行われること。

(オ) (エ)を確実に実施するため、別表に掲げる内容のマニュアルが整備されていること。

(カ) 別添3「HACCP方式による衛生管理実施基準」に定める「第1 標準作業手順書」及び「第2 HACCPシステムを用いた自主衛生管理」を実施すること。

イ 食肉検査関係

(ア) 都道府県等のと畜検査員により、当該と畜場等ととさつされ、解体され、及び分割されるすべての獣畜及びその食肉について、と畜検査が実施されていること。

(イ) と畜検査員の監視指導により、別添2「衛生管理基準」及び別添3「HACCP方式による衛生管理実施基準」に基づくと畜場等の衛生管理の適正な実施が担保されていること。

(ウ) 別添3「HACCP方式による衛生管理実施基準」の第1及び第2が適正に実施されているか検証するため、「第3 と畜検査員等による検証」が実施されていること。

(エ) 別添4「不正防止の基準」に基づく不正防止が実施されていること。

5 認定等の手続

(1) 申請

設置者は、と畜場にあつては別紙様式1により、食肉処理場にあつては別紙様式2により食肉衛生検査所長等及び都道府県知事等を経由して厚生労働省あて関係資料を添付して申請し、併せて、当該申請書類の副本を当該と畜場等が所在する地域を管轄する地方厚生局あて提出すること。なお、厚生労働省により既に米国、カナダ、香港又はEUに輸出可能なと畜場等として認定されていると畜場等の申請にあつては、別紙様式1及び別紙様式2に掲げる添付書類の添付は不要とする（ただし、対シンガポール輸出食肉の取扱要綱のみに規定されている要件に関する資料を除く。）。

(2) 都道府県等の提出手続

申請書を受け付けた都道府県知事等は、内容を審査し、認定に差し支えない場合には、別紙様式3により当該と畜場等の検査体制に関する資料を添えて厚生労働省あて提出し、併せて、当該申請書類の副本を地方厚生局あて提出すること。

(3) 審査

厚生労働省は、申請書等について書類審査を行い、問題がないと判断された場合は、必要に応じて、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課の輸出食肉検査担当官を当該と畜場等及び食肉衛生検査所等に派遣し、現地調査を実施すること。

(4) と畜場等の認定

厚生労働省は、書類審査及び現地調査において、と畜場等の施設、設備等が本要綱に規定する要件等を満たしていると認められる場合には、当該と畜場等

を対シンガポール輸出食肉取扱施設として認定し、シンガポール食品庁（以下「SFA」という。）あて通知すること。厚生労働省は、SFAのHPに当該と畜場等の名称等が掲載されたことを確認次第、速やかに認定番号を付し、都道府県知事等を通じ設置者にその旨通知すること。

6 認定後の事務

(1) 証明書等の発行手続

① 家畜保健衛生所による確認書の発行（豚肉に限る。）

シンガポール向けに豚肉を輸出しようとする者（以下「申請者」という。）は、生産農場から対シンガポール輸出豚肉を製造する目的で豚の出荷を希望する場合、当該生産農場を管轄する家畜保健衛生所に対して、対シンガポール輸出豚肉の由来となる豚に関する確認書（別紙様式4。以下「確認書」という。）の発行を依頼すること。依頼を受けた家畜保健衛生所は、各項目の内容を確認した上で、確認書を作成し、申請者に発行すると共に、確認書の原本の写しを、最低1年間発行した家畜保健衛生所において保管する。申請者は、確認書を出荷先の認定と畜場等を所管する食肉衛生検査所等に提出すること。

② 食肉衛生検査所等への検査申請

認定と畜場等において、食肉をシンガポールに輸出するために獣畜をとさつし、解体し、又は分割する者は、と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第7条に定める検査申請書のほか、牛肉にあつては、別紙様式5-1による検査申請書を、豚肉にあつては別紙様式4及び別紙様式5-2による家畜保健衛生所の確認書及び検査申請書を、あらかじめ認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所等あて提出すること。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）により申請を行う場合にあつては、別添5によることとする。

③ 輸出食肉に関する食肉衛生証明書の発行等

ア 食肉衛生検査所等は、検査に合格した食肉に対して、当該食肉の出荷時に、牛肉にあつては別紙様式6-1、豚肉にあつては別紙様式6-2により食肉衛生証明書を発行すること。当該証明書は、原本及び副本を申請者に発行するとともに、原本の写しを食肉衛生検査所等に保管すること。また、豚肉にあつては、当該豚肉の出荷時に、(1)①に基づき申請者に発行された確認書の原本を、当該豚肉を輸出しようとする申請者に返却するとともに、原本の写しを食肉衛生検査所等に保管すること。

イ 検査に合格した食肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であつて、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行すること。

ウ 申請者は、食肉の輸出に当たり証明書の原本を当該食肉に付して輸出す

ること。

エ 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納すること。

オ 未記入の証明書様式については、不正等を防止する観点から、都道府県等において、適切に管理すること。

④ 動物検疫所への輸出検査の申請

シンガポールに食肉を輸出する者は、動物検疫所に対し、牛肉にあつては別紙様式7-1、豚肉にあつては別紙様式7-2の条件を確認した上で、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第52条に定める輸出検査申請書に食肉衛生証明書の複写を添えて輸出検査を申請すること。

⑤ 輸出検疫証明書の交付

ア 動物検疫所は、家畜伝染病予防法第45条に基づく輸出検査の結果、シンガポール向けに輸出が可能なるものであることが確認できた食肉に対して、同条第3項に基づき輸出検疫証明書（別紙様式7-1及び7-2）を交付すること。

イ 輸出検疫証明書は、原本及び副本を申請者に交付するとともに、原本の写しを動物検疫所に保管すること。

ウ 申請者は、対シンガポール輸出食肉の輸出に当たり食肉衛生証明書の原本及び輸出検疫証明書の原本を当該対シンガポール輸出食肉に付して輸出すること。

エ 申請者は、上記により交付された輸出検疫証明書に対応する対シンガポール輸出食肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該輸出検疫証明書を返納すること。

(2) 厚生労働省の現地査察等

厚生労働省は、地方厚生局の輸出食肉検査担当官を年1回以上認定と畜場等及び食肉衛生検査所等に派遣し、査察等を実施すること。

① 査察内容

輸出食肉検査担当官は、認定と畜場等及び食肉衛生検査所等において前記4の(3)並びに6の(1)が適正に実施されていることの確認を行うこと。

② 措置

厚生労働省は、査察の結果、4の(3)及び6の(1)が適正に実施されていないと判断した場合、次のいずれかの措置をとること。

ア 改善指導

イ 認定の取消し

ウ 食肉衛生証明書発行の停止

エ その他

(3) 変更及び認定の取下げの届出

ア 変更の届出

(ア) と畜場等の設置者は5の(1)の申請事項について変更しようとする

